

国民健康保険税改定に係る

基本的な考え方

平成30年6月

川越市国民健康保険課

目 次

1. 国民健康保険とは	1
2. 国民健康保険税の現状	2
3. 国民健康保険税の算出方法	5
4. 国民健康保険税率等の改定の必要性	8
5. 改定の考え方と改定案	10
・ 医療分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分ごとの 税充足率等について（平成28年度決算額から）	16
・ 税率等改定の概念図	17
・ 税率等改定の影響額（平成31年度課税分試算）	19
6. 資料編（別冊）	
・ 国民健康保険税率改定等スケジュール	
・ 他市調査結果	
・ 税額シミュレーション	
・ 平成30年度第2回国民健康保険運営協議会における委員 からの意見（要旨）	
・ 委員要求資料	

関連計画・参考資料

- ・ 川越市国民健康保険赤字解消・削減計画
- ・ 埼玉県国民健康保険運営方針
- ・ 川越市の国保

1. 国民健康保険とは

わが国の医療保険制度は、職業・地域・年齢などで区分された複数の制度によって構成されており、国民のすべてがいずれかの医療保険制度に加入するという、国民皆保険体制を確立しています。

国民健康保険（国保）は、健康保険の適用を受けない人や、自営業者などが加入する保険で、職域単位での制度でカバーしきれない人々を、地域を単位に把握して構成するため地域保険と呼ばれています。

国保では、被保険者の疾病や負傷等に対して必要な保険給付を行い、被保険者の健康を支えています。

また、国保事業の主な財源は、保険料（税）と国・都道府県からの負担（補助）金です。

さて、国保を含めたわが国の医療保険制度は、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化等に伴う医療費の増大等により、厳しい財政状況に陥っています。

国保は、他の医療保険よりも高齢者や低所得者層が多く、財政基盤がぜい弱であるという構造的な問題を抱えています。

そのため、国保はそれまで市町村が個別に運営してきましたが、平成30年度からは、都道府県と市町村が共同で運営するなどの制度改革が行われました。

2. 国民健康保険税の現状

(1) 基本データ

- 国保世帯数 52,480世帯 (H30.4.1現在)
被保険者数 82,939人 (H30.4.1現在)
賦課期日 4月1日
本算定日 6月15日
賦課方法 旧ただし書き (基礎控除後の総所得金額等により所得割額を算定する方法)
賦課方法 2方式 (所得割額と均等割額の合算額で課税する方式)
軽減状況 7割・5割・2割
納 期 (普通徴収) 第1期から第8期 (年8回)
(特別徴収) 偶数月に年金より天引き (年6回)

税率及び 賦課限度額

	税率 (%)	均等割額 (円)	賦課限度額 (円)
基礎課税分①	7.35	21,800	540,000
後期高齢者支援金等分②	2.20	6,400	190,000
介護納付金分③	1.40	9,000	160,000
合計 (①+②)	9.55	28,200	730,000
合計 (①+②+③) ※	10.95	37,200	890,000

※40～64歳該当

(2) 国民健康保険税の調定額等の推移

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成29年度と平成24年度との比較	
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
調定額	現年 (増減額)	8,724,696,300	99.1	8,679,115,500	99.5	8,441,154,800	97.3	8,144,470,700	96.5	7,938,753,700	96.2	7,380,333,300	84.6	▲ 1,344,363,000
	滞繰 (増減額)	5,652,627,998	93.8	5,285,600,534	93.5	4,837,966,541	91.5	4,230,548,007	87.4	3,787,190,485	89.5	3,430,850,889	60.7	▲ 2,221,777,109
	計 (増減額)	14,377,324,298	96.9	13,964,716,034	97.1	13,279,121,341	95.1	12,375,018,707	93.2	11,625,944,185	93.9	10,811,184,189	75.2	▲ 3,566,140,109
収入済額 (収納額)	現年 (増減額)	7,724,974,998	99.9	7,802,816,538	101.0	7,647,251,111	98.0	7,351,430,218	96.1	7,093,122,562	96.5	6,700,813,822	86.7	▲ 1,024,161,176
	滞繰 (増減額)	912,069,043	103.0	990,619,522	108.6	1,062,150,560	107.2	903,527,739	85.1	842,231,217	93.2	774,704,707	84.9	▲ 137,364,336
	計 (増減額)	8,637,044,041	100.2	8,793,436,060	101.8	8,709,401,671	99.0	8,254,957,957	94.8	7,935,353,779	96.1	7,475,518,529	86.6	▲ 1,161,525,512
収入率	現年	88.54	0.71	89.90	1.36	90.59	0.69	90.26	△ 0.33	90.48	0.22	90.79	0.31	H29-H24(%) 2.25
	滞繰	16.13	1.43	18.74	2.61	21.95	3.21	21.35	△ 0.60	22.23	0.88	22.58	0.35	6.45
	計	60.07	1.95	62.96	2.89	65.58	2.62	66.70	1.12	68.25	1.55	69.14	0.89	9.07

※平成29年度は、決算見込み額。

(参考) 被保険者数

(4-3月・月末被保険者数の平均)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成29年度と平成24年度との比較	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
被保険者数	年間平均 (増減数)	98,836	99.6	98,003	99.2	96,259	98.2	93,583	97.2	89,936	96.1	85,009	94.5	86.0
		▲ 421		▲ 833		▲ 1,744		▲ 2,676		▲ 3,647		▲ 4,927		▲ 13,827

(3) 川越市国民健康保険税の税率等の推移

年度	基礎課税(医療)分				後期高齢者支援金等分 (平成20年度から)				介護納付金分 (平成12年度から 40～64歳)				合計(医療+支援金+介護)			
	税率 (%)	均等割額 (円)	限度額 (万円)	法定限 度額 (万円)	税率 (%)	均等割額 (円)	限度額 (万円)	法定限 度額 (万円)	税率 (%)	均等割額 (円)	限度額 (万円)	法定限 度額 (万円)	税率 (介 護あり) (%)	均等割額 (介 護あり) (円)	限度額 (万円)	法定限 度額 (万円)
H11	7.80 (S62～)	9,600 (H3～)	42 (H3～)	53												
H12			48		1.00	7,600	7						8.80	17,200	42 (H3～)	53
H13																
H14	9.55	14,100	51		1.40	9,000							10.95	23,100	58	60
H15		21,150	53					8						30,150	60	61
H16		28,200												37,200		
H17																
H18								9								62
H19				56												65
H20	7.35	21,800	41	47	2.20	6,400	12	12								68
H21																69
H22			44	50				13			8				64	73
H23			47	51				14			10				69	77
H24			49								11				73	
H25			51								12				77	
H26								16				14				81
H27				52				17			14	16			81	85
H28			52	54				19			16				85	89
H29			54												89	
H30				58												93

※太字は最終改訂(実質的な最終改訂含む)。

平成30年4月1日現在

3. 国民健康保険税の算出方法

(1) 国民健康保険税の算出方法

国民健康保険税は、「基礎課税分（医療分）」、「後期高齢者支援金等分」及び「介護納付金分（40歳から64歳の方が対象）」の3つの区分のごとに求めた課税額の合算額が年税額となります。

それぞれの区分は、本市では、課税年度の前年の所得に応じて課税となる「所得割額」と、一人当たり定額で課税となる「均等割額」の合計です。

世帯の加入者数が複数の場合、所得割額は、加入者ごとに計算した金額の合計額となり、均等割額は、加入者の人数分の額となります。

なお、区分ごとに、課税額が頭打ちとなる「賦課限度額」が定められています。

○区分ごとの算出方法と賦課限度額（平成30年度課税分 川越市税率・均等割額・限度額）

区分	所得割額	均等割額	賦課限度額
基礎課税分 (医療分)	(総所得金額等－基礎控除額33万円) ×7.35%	21,800円	54万円
後期高齢者支援 金等分	(総所得金額等－基礎控除額33万円) ×2.20%	6,400円	19万円
介護納付金分 (40歳から64歳)	(総所得金額等－基礎控除額33万円) ×1.40%	9,000円	16万円
合計		37,200円	89万円
[40歳から64歳以外(介護分なし)の場合]		[28,200円]	[73万円]

○均等割の軽減制度

均等割額は、だれでも等しく課税となるのが原則ですが、世帯の所得に応じて、その7割、5割及び2割が軽減となる制度が法定されております。

【均等割が軽減となる世帯所得額】

- ・ 7割軽減・・・世帯の所得が33万円以下
- ・ 5割軽減・・・世帯の所得が33万円+(27万5千円×加入者等の数)以下
- ・ 2割軽減・・・世帯の所得が33万円+(50万円×加入者等の数)以下

なお、均等割の軽減による減収分は、全額が法定繰入である保険基盤安定繰入金で補てんされます。

- ・ 4分の3相当額・・・県の負担金
- ・ 4分の1相当額・・・市の負担分(市の負担分は、地方交付税交付金の基準財政需要額に算入)

(2) 税額計算の例 (平成 30 年度課税分 川越市税率等による)

○ケース 1 加入者 1 名 (65 歳)
年金収入 120 万円

前年収入は年金収入 120 万円

⇒ 年金所得控除後の所得 (年金所得) は 0 円 = 総所得金額等

区分	所得割額	均等割額	課税額※
基礎課税分 (医療分)	0 円	21,800 円 ⇒ 7 割軽減により 6,540 円	6,540 円 ⇒ 6,500 円
後期高齢者 支援金等分	0 円	6,400 円 ⇒ 7 割軽減により 1,920 円	1,920 円 ⇒ 1,900 円
介護納付金 分			
			合計 8,400 円

※区分ごとに、100 円未満の端数を切り捨てます。

○ケース 2 加入者 4 名 (45 歳夫婦、小学生 1 名、中学生 1 名)、
給与収入 400 万円 (所得 266 万円)

前年収入は世帯主のみ給与収入 400 万円

⇒ 給与所得控除後の所得 (給与所得) は 266 万円 = 総所得金額等

区分	所得割額	均等割額	課税額※
基礎課税分 (医療分)	(総所得金額等 266 万円 - 基礎控除額 33 万円 = 233 万円) × 7.35% = 171,255 円	21,800 円 × 4 名 = 87,200 円	258,455 円 ⇒ 258,400 円
後期高齢者 支援金等分	(総所得金額等 266 万円 - 基礎控除額 33 万円 = 233 万円) × 2.20% = 51,260 円	6,400 円 × 4 名 = 25,600 円	76,860 円 ⇒ 76,800 円
介護納付金 分	(総所得金額等 266 万円 - 基礎控除額 33 万円 = 233 万円) × 1.40% = 32,620 円	9,000 円 × 2 名 = 18,000 円	50,620 円 ⇒ 50,600 円
			合計 385,800 円

※区分ごとに、100 円未満の端数を切り捨てます。

○ケース3 加入者 1名 (45歳)

所得 1,500万円 (賦課限度額に達する場合)

前年収入は不動産所得1,500万円＝総所得金額等

区分	所得割額	均等割額	課税額※
基礎課税分 (医療分)	(総所得金額等1,500万円－基礎控除額33万円＝1,467万円) × 7.35% = 1,078,245円	21,800円	1,100,045円 ⇒540,000円
後期高齢者 支援金等分	(総所得金額等1,500万円－基礎控除額33万円＝1,467万円) × 2.20% = 322,740円	6,400円	329,140円 ⇒190,000円
介護納付金 分	(総所得金額等1,500万円－基礎控除額33万円＝1,467万円) × 1.40% = 205,380円	9,000円	214,380円 ⇒160,000円
※区分ごとの課税額は、賦課限度額までとなります。 ※区分ごとに、100円未満の端数を切り捨てます。			合計 890,000円

4. 国民健康保険税率等の改定の必要性

(1) 国民健康保険の制度改革

国民健康保険は、被用者保険と比べ、被保険者の年齢が高く、医療費水準が高い一方、所得水準が低いといった構造的な問題を抱えており、また、自営業者等の加入者割合の減少や少子高齢化の影響などにより、国保財政は、今後ますます厳しいものになると見込まれています。

このような状況のなか、国は財政基盤の安定を図り、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度に国民健康保険制度改革を実施しました。

この制度改革により、国保財政運営の都道府県化が図られ、市町村は県に国保事業費納付金を納めることとなる一方、市が支出する保険給付費の財源として、県から交付金が交付されることとなりました。また、県は、国保事業費納付金を納めるために必要な税率を標準保険税率として市町村に提示します。

(2) 本市国民健康保険の財政状況

本市における国保財政の収支は、平成24年度から同28年度までの5年間で、平均約16億円の赤字となっています。また、今後は被保険者数の減少により、国保税収入は減少していく一方、保険給付費等の歳出は高止まり又は微減の状況と推計され、収支の悪化が懸念されています。

(3) 「川越市赤字解消・削減計画書」の作成

本市では、平成29年9月に策定された埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、同30年3月に、「川越市赤字解消・削減計画書」を策定いたしました。

この計画では、赤字解消・削減の取組みとして、健康経営の実施、医療費適正化対策、収納率向上対策に加え、保険税率の見直しを掲げ、平成35（2023）年度までの6年間に、約11億円の赤字削減を目指す計画としております。

このうち、保険税率の見直しでは、計画期間中に9億円の赤字削減を3年度に分けて行うこととし、平成31年度には3億円の赤字を削減することとしております。

この度の税率等の改定は、この計画に基づき、実施しようとするものです。

○本市国保財政の見通し

2 赤字額の見込み(現行の取組みの場合)

〔川越市〕

単位:千円

	平成28年度 (2016年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
①保険税収入見込額		6,617,457	6,392,441	6,175,092	5,965,093	5,762,207	5,566,277
②国保事業費納付金見込額		9,530,439	9,490,304	9,350,338	9,212,500	9,076,617	8,886,732
③算定可能な市町村向け公費		1,429,440	1,408,450	1,387,768	1,367,377	1,347,286	1,327,502
④赤字総額 [②-(①+③)]	958,495	1,483,542	1,689,413	1,787,478	1,880,030	1,967,124	1,992,953
⑤決算補填等以外の目的	142,803	260,769	260,769	260,769	260,769	260,769	260,769
解消・削減すべき赤字額 (④-⑤)	815,692	1,222,773	1,428,644	1,526,709	1,619,261	1,706,355	1,732,184
平成30～35年度の解消・削減すべき赤字額の平均額							1,539,321

本市の歳入である「①保険税収入見込額」と「③算定可能な市町村向け公費」は、平成30年度以降いずれも毎年度減少し、その合計は、平成35(2023)年度には、同30年度と比較して約14.3%減の見込みです。

一方、本市の歳出である「②国保事業費納付金見込額」も、毎年度減少しますが、同様の比較で約6.8%減の見込みです。

以上のことから、計画年度の進捗に伴い、歳出見込額と歳入見込額の乖離が拡大し、赤字額の増加が見込まれることとなります。

(川越市赤字解消・削減計画から抜粋)

○赤字解消・削減対策取組み後の見込み

単位:千円

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	
解消すべき赤字額(取組前)	1,222,773	1,428,644	1,526,709	1,619,261	1,706,355	1,732,184	
赤字解消・削減の目標額 ①	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	
取 組 字 に 削 減 額	健康経営・医療費適正化	50,000	50,000	70,000	70,000	100,000	111,000
	保険税設定	0	300,000	300,000	600,000	600,000	900,000
	収納率向上	47,000	64,000	76,000	85,000	89,000	89,000
	合計 ②	97,000	414,000	446,000	755,000	789,000	1,100,000
取組後赤字額(①-②)	1,003,000	686,000	654,000	345,000	311,000	0	
目標とする赤字削減の達成割合(②/①)	8.8%	37.6%	40.5%	68.6%	71.7%	100.0%	

(川越市赤字解消・削減計画から抜粋)

5. 改定の考え方と改定案

(1) 国民健康保険税賦課限度額の改定について

○国民健康保険税賦課限度額改定の考え方

① 法定限度額について

国民健康保険税の賦課限度額は、地方税法の規定により、政令で定める金額を超えることはできないこととされています。

各市町村の具体的な賦課限度額については、法定限度額を超えない範囲で、各市町村が条例で定めております。

国では、医療保険料（税）に関する公平性を確保する観点から、また、被用者保険とのバランスから、法定限度額に達する世帯の割合が被用者保険の水準に近づくよう段階的に引き上げています。

平成30年3月31日に、地方税法施行令が改正され、平成30年度課税分の法定限度額は、基礎課税額分が58万円（4万円増額）、後期高齢者支援金等課税額分が19万円（改定なし）、介護納付金課税額分が16万円（改定なし）の合計93万円（4万円増額）となりました。

	平成30年度課税分 法定限度額
基礎課税分（医療分）	58万円（4万円増額）
後期高齢者支援金等分	19万円（改定なし）
介護納付金分	16万円（改定なし）
合 計 [40歳から64歳以外（介護分なし）の場合]	93万円（4万円増額） [77万円（4万円増額）]

② 埼玉県内市の賦課限度額の設定状況

ア 埼玉県国民健康保険運営方針における位置づけ

平成29年度に策定された埼玉県国民健康保険運営方針では、賦課限度額は法定額のとおり設定し、県内どこでも同じ賦課限度額となることを目指すとしております。

埼玉県では、法定限度額への引き上げ又は引き上げの具体的検討がされているかについて、市町村への指導助言を行うこととしております。

イ 県内市の賦課限度額の設定状況（平成30年度課税分）

賦課限度額	該当市数	改定を予定している年分
93万円（法定限度額）	2市（5.0%）	—
89万円 川越市該当	29市（72.5%）	平成31年度分 29市
88万円以下	9市（22.5%）	平成32年度分以降 3市 未定 6市
合計	40市	平成30年5月10日現在 （平成30年4月川越市調査）

③ 川越市の状況

ア 法定限度額と川越市賦課限度額の乖離状況（平成30年度課税分）

	川越市賦課限度額	法定限度額との差
基礎課税分（医療分）	54万円	▲4万円
後期高齢者支援金等分	19万円	なし
介護納付金分	16万円	なし
合計	89万円	▲4万円

イ 賦課限度額改定に係るこれまでの対応方法

賦課限度額について、本市では、被保険者に負担を求める内容であること、また、国民健康保険事業の運営上の重要事項ととらえ、国民健康保険運営協議会に諮った上で、議会に上程し、条例の改正を行うという方法で対応しております。このため、法定限度額の改定の翌年度に改定を行ってまいりました。

ウ 本市の賦課限度額の改定状況

本市国民健康保険特別会計については、医療費などの保険給付費は高止まり又は微減傾向にある一方、被保険者数の減少により保険税収は減少しております。このようななか、毎年度、一般会計からの赤字補てんのため多額の繰入れを行っている状況です。

賦課限度額を抑えるということは、担税能力が高い高所得者層の税負担が軽減される一方、特別会計の仕組みとしては、その分が一般会計からの繰入れで補てんすることとなり、国民健康保険に加入していない方にもご負担いただくこととなります。

このようなことから、国民健康保険の納税義務者間の保険税負担の衡

平の確保、適正な課税及び国民健康保険財政の健全化を図るため、賦課限度額を法定限度額に設定する改定を行ってきております。

④ 法定限度額に引き上げた場合の影響

賦課限度額を法定限度額に引き上げた場合の影響を試算すると次のとおりです。

影響額（平成31年度課税分試算）

- ・ 国民健康保険税収入への影響（増収見込額） 約3,460万円
- ・ 影響世帯数 1,030世帯
- ・ 一世帯当たりの影響額 約33,600円

○改定案

① 改定時期 平成31年4月1日（平成31年度課税分から）

② 国民健康保険税の賦課限度額の改定案

賦課限度額は、法定限度額のとおり設定する。

区 分	現 行	改 定 案	差
基礎課税額分（医療分）	54万円	58万円	4万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	なし
介護納付金分	16万円	16万円	なし
合 計	89万円	93万円	4万円

(2) 国民健康保険税率の改定について

○国民健康保険税率改定の考え方

①改定の時期、回数及び金額等について

「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画」に基づき、保険税率設定の見直しにより、平成31(2019)年度、平成33(2021)年度及び平成35(2023)年度において、それぞれ3億円の赤字解消・削減に取り組む。

②改定率について

均等割額については、1回の改定で概ね1.15を超えないこととする。

所得割税率については、1回の改定で概ね1.5を超えないこととする。

③医療分、支援金等分及び介護分の3区分の取扱いについて

所得割税率については、各区分での保険税充足率を算定し、不足分を改定する。

特に介護分は、介護納付金の性質から他の区分からの充足がないように改定する。

④応能応益の賦課割合について

応能割(所得割)と応益割(均等割)の賦課割合については、中間所得層への配慮及び後期高齢者医療制度への安定移行の観点から、6対4を基本とし、段階的に移行する。

*②改定率について(補足)

本市の「公の施設の使用料設定にあたっての基本方針」(平成20年3月策定)における考え方を参考とした。

この基本方針のなかで、「急激な負担増への配慮」として「一回の改定における改定幅を現行使用料の概ね1.5倍を上限とする激変緩和措置を講ずるものとする」との規定があり、これを参酌したものである。

なお、均等割額については、3回の改定を前提としており、全体として改定率が1.5となるよう、1回あたりの改定率を1.15とした。 $(1.15 \times 1.15 \times 1.15 \doteq 1.5)$

○改定案

①改定時期 平成31年4月1日（平成31年度課税分から）

②国民健康保険税率改定案

区分	項目	現行	改定案	差	改定率
基礎課税分 (医療分)	所得割税率	7.35%	7.35%	—	—
	均等割額	21,800円	23,300円	1,500円	1.07
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.20%	2.20%	—	—
	均等割額	6,400円	7,300円	900円	1.14
介護納付金分	所得割税率	1.40%	2.00%	0.60%	1.43
	均等割額	9,000円	10,200円	1,200円	1.13

<40歳以上65歳未満の被保険者>

区分	項目	現行	改定案	差	改定率
基礎課税分、支援 金等分及び介護 納付金分の合計	所得割税率	10.95%	11.55%	0.60%	1.05
	均等割額	37,200円	40,800円	3,600円	1.10

<上記以外の被保険者>

区分	項目	現行	改定案	差	改定率
基礎課税分及び 支援金等分の合計	所得割税率	9.55%	9.55%	—	—
	均等割額	28,200円	30,600円	2,400円	1.09

③改定後の税収試算（平成31年度）

区分	現行税率	改定案	差
基礎課税分 (医療分)	4,950,269千円	5,058,756千円	108,487千円
後期高齢者 支援金等分	1,495,096千円	1,560,705千円	65,609千円
介護納付金分	440,778千円	559,170千円	118,392千円
合計	6,886,143千円	7,178,631千円	292,488千円

* 均等割軽減に係る一般会計からの繰入金分を含みます。

* 賦課限度額改定による影響分は含んでいません。

④賦課割合（応能・応益比率）について

区 分	現 行		改 定 案	
	応能割	応益割	応能割	応益割
基礎課税分 (医療分)	67.8	32.2	66.3	33.7
後期高齢者 支援金等分	68.7	31.3	65.7	34.3
介護納付金分	57.8	42.2	62.3	37.7

賦課割合は、応能割で集める税額と応益割で集める税額の比率を言います。

応能割は、加入者の負担能力に応じて負担を求めるもので、所得に応じて課税する所得割額が該当します。

応益割は、加入者の受益に応じて負担を求めるもので、1人当たり定額で課税する均等割額が該当します。

医療分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金等分の税充足率等について
(平成28年度決算額から)

(単位:円)

区分	歳出	歳入(国保税以外) 上段の細掛け部分は、下段の合計値					歳出一歳入 (必要な税収額)		
		療給負担金	国調整交付金 (普通分)	県調整交付金 (普通分)	療養給付費等 交付金	基礎安定繰入金 (税控減分)		基礎安定繰入金 (支援分)	左記以外の全て
医療分	35,337,831,213	4,572,579,755	797,595,000	1,027,007,000	622,022,619	426,626,000	371,389,172	21,621,739,280	5,898,872,387
後期高齢者支援金等分	4,959,479,294	1,553,483,732	477,887,000	409,083,000	104,492,243	125,248,000	111,564,475	0	2,177,720,844
介護納付金分	1,802,662,233	578,294,122	183,944,000	145,646,000	0	47,231,100	30,377,406	0	817,169,605
全体	42,099,972,740	6,704,357,609	1,459,426,000	1,581,736,000	726,514,862	599,105,100	513,331,053	21,621,739,280	8,893,762,836

A

B

C=A-B

区分	歳出一歳入 (必要な税収額)	国保税 歳入額	税収不足額と税充足率		平均被保険者数 4-3月(人)	被保険者 一人当たり 税収不足額
			税収不足額	税充足率		
医療分	5,898,872,387	5,704,882,344	193,990,043	96.7%	89,936	2,157
後期高齢者支援金等分	2,177,720,844	1,679,286,071	498,434,773	77.1%	89,936	5,542
介護納付金分	817,169,605	551,185,364	265,984,241	67.5%	27,841	9,554
全体	8,893,762,836	7,935,353,779	958,409,057	89.2%	89,936	10,657

C

D

E=C-D

D/C

F

E/F

参考

参考	
全体 歳入(国保税以外)	X-(Y+Z)
歳入総額(B表)	33,206,209,904
その他繰入	その他繰入
43,381,691,587	2,240,127,904
X	Y
	Z

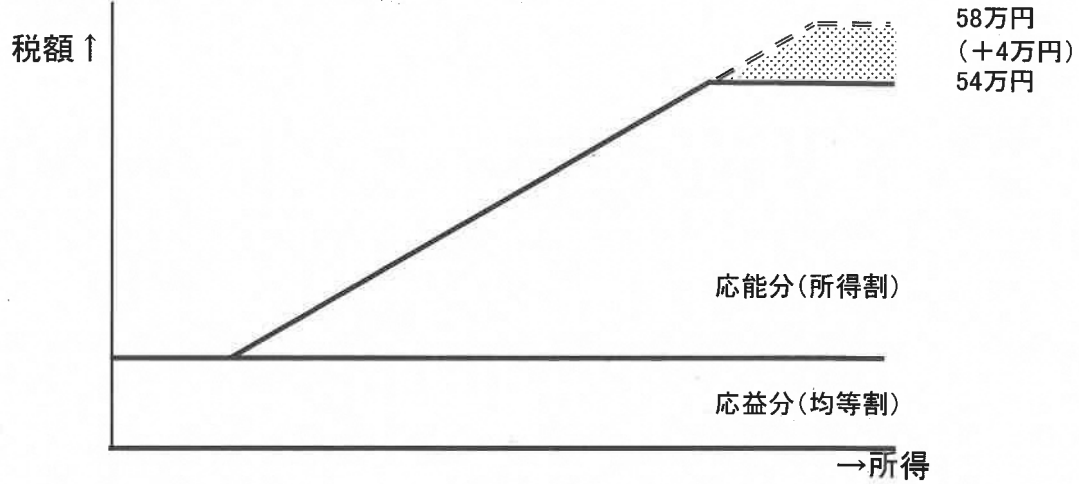
※ その他繰入額及び前年度剰余金額(赤字繰入相当分)は算定に含めない。
 ※ 算出方法は、初めに支援金等分と介護分を確定し、医療分=全体額-(支援金等分+介護分)で算出
 ※ 医療分は、保健事業、出産葬祭、共同事業等、上記記載以外の全ての収支を含む。
 ※ いずれの区分も退職被保険者等分の歳入歳出額を含む。また、税収は滞納繰越分を含む。
 ※ 事業年報B表の数値を使用しているため、本市国保特別会計決算見込額とは一致しない。

税率等改定の概念図

実線—— = 改定前

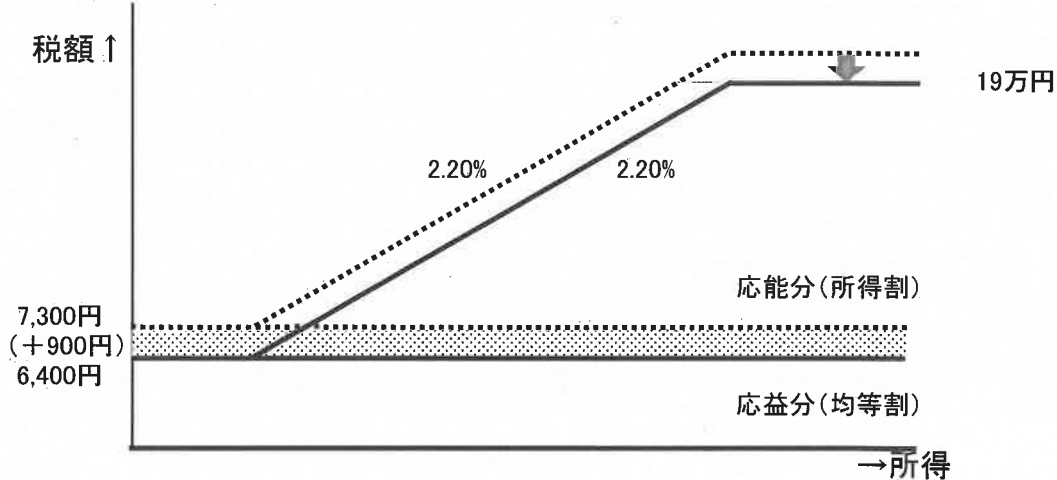
限度額のみ改定

(基礎課税分の限度額のみを改定した例)



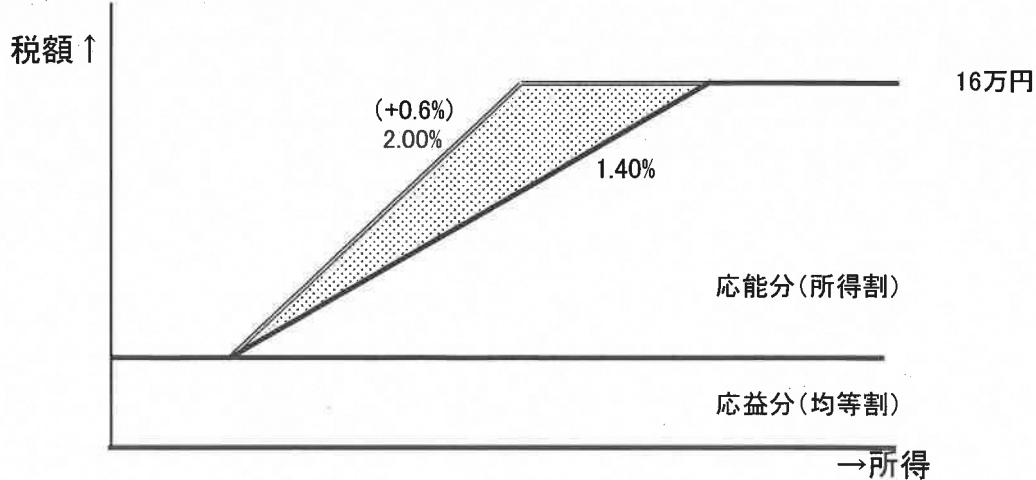
均等割額のみ改定

(支援金等分の均等割のみを改定した例)



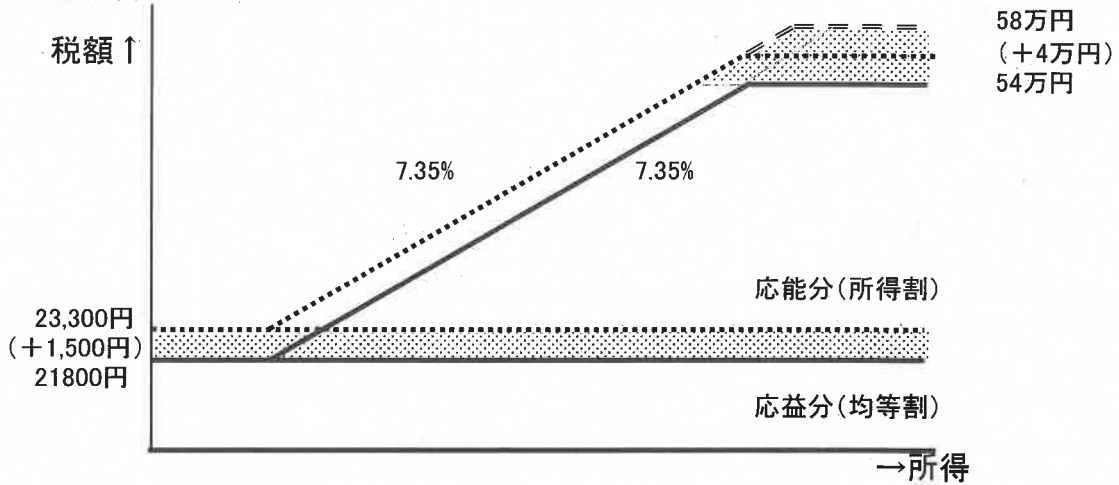
税率のみ改定

(介護納付金分の税率のみを改定した例)



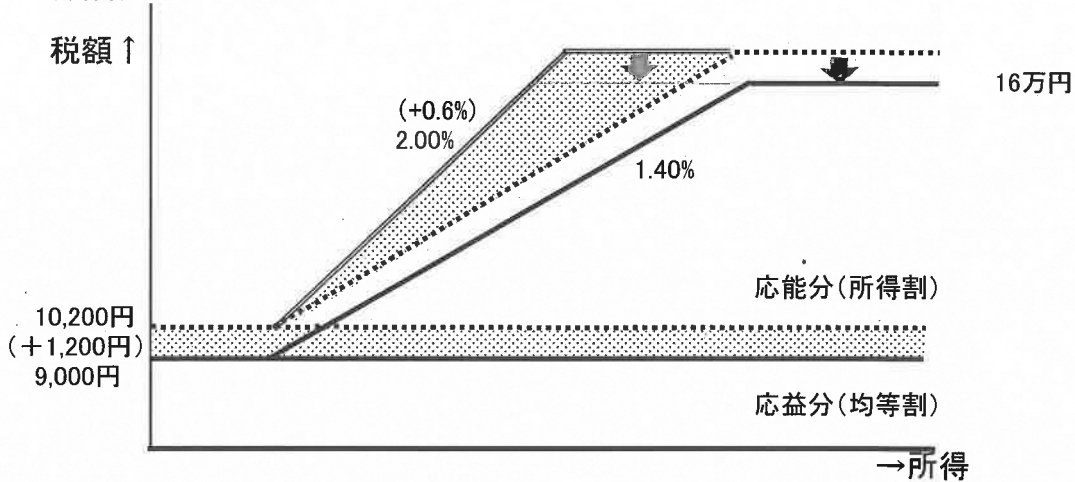
限度額と均等割額を改定

(基礎課税分の例)



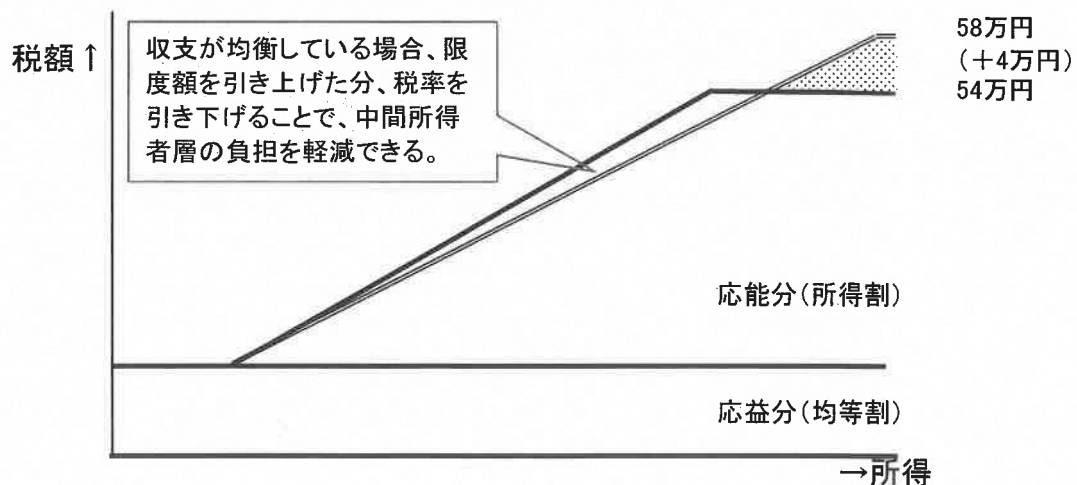
税率と均等割額を改定

(介護納付金分の例)



中間所得者層の負担に配慮した限度額の改定のイメージ

(基礎課税分の限度額を引き上げ、税率を引き下げた例)



税率等改定の影響額(平成31年度課税分試算)

1 税収への影響(増収額)

単位(千円)

改定区分	医療分		支援金等分		介護分		合計
	現年度収入額	現行との差	現年度収入額	現行との差	現年度収入額	現行との差	
税率・均等割	限度額		現行との差		現行との差		増額分合計
① 現行	4,545,567		1,376,284		396,578		6,318,429
② 税率・均等割改定	4,626,208	80,641	1,425,186	48,902	509,077	112,499	242,042
③ 現行	4,580,215	34,648	1,376,284	0	396,578	0	34,648
(参考)							276,690
④ H31 税率分一括赤字削減(9億円)	4,791,589	246,022	1,694,957	318,673	521,775	125,197	689,892
⑤ H30標準保険税率(市町村算定方式)	5,062,540	516,973	1,790,233	413,949	550,344	153,786	1,084,688

基礎データ等(共通) 基礎データ 平成30年3月の実績税データ。
 被保険者数 基礎データを、埼玉県試算の平成31年度被保険者数(医療分・支援金分 80880人、介護分 23707人)に補正。
 非自発的失業者に対する軽減等 過去3年の3月末の軽減等の額の平均。
 収入率 平成30年度当初予算積算の収入率。
 〔④H31 税率分一括赤字削減(9億円)〕は、埼玉県試算の平成31年度被保険者数により、現行税率と比較して約9億円増額となるよう税率等を設定して試算したものの。

2 均等割の軽減額(法定線入による補てんの増額)

単位(千円)

改定区分	医療分		支援金等分		介護分		合計
	現年度軽減額	現行との差	現年度軽減額	現行との差	現年度軽減額	現行との差	
税率・均等割	限度額		現行との差		現行との差		増額分合計
① 現行	404,702		118,812		44,200		567,714
② 税率・均等割改定	432,548	27,846	135,519	16,707	50,093	5,893	50,446
③ 現行	404,702	0	118,812	0	44,200	0	0
(参考)							50,446
④ H31 税率分一括赤字削減(9億円)	538,365	133,663	189,356	70,544	54,513	10,313	782,234
⑤ H30標準保険税率(市町村算定方式)	413,743	9,041	145,674	26,862	60,701	16,501	52,404

※均等割軽減による減収分は、全額が法定繰入である保険基礎安定繰入金で補てんされる。
 基礎安定繰入金(財源内訳) 4分の3相当額...県の負担金
 4分の1相当額...市の負担分 市の負担分は、地方交付税交付金の基準財政需要額に算入

3 赤字削減額合計(=1+2)

単位(千円)

改定区分	医療分		支援金等分		介護分		合計
	現年度軽減額	現行との差	現年度軽減額	現行との差	現年度軽減額	現行との差	
税率・均等割	限度額		現行との差		現行との差		増額分合計
① 現行	4,950,269		1,495,096		440,778		6,886,143
② 税率・均等割改定	5,058,756	108,487	1,560,705	65,609	559,170	118,392	292,488
③ 現行	4,984,917	34,648	1,495,096	0	440,778	0	34,648
(参考)							327,136
④ H31 税率分一括赤字削減(9億円)	5,329,954	379,685	1,884,313	389,217	576,288	135,510	904,412
⑤ H30標準保険税率(市町村算定方式)	5,476,283	526,014	1,935,907	440,811	611,045	170,267	1,137,092

試算における税率等

① 現行		
所得割	医療	7.35%
	支援金	2.20%
	介護	1.40%
	計	10.95%
均等割	医療	21,800
	支援金	6,400
	介護	9,000
	計	37,200

② 税率・均等割額改定			①現行との差
所得割	医療	7.35%	
	支援金	2.20%	0.00%
	介護	2.00%	0.60%
	計	11.55%	0.60%
均等割	医療	23,300	1,500
	支援金	7,300	900
	介護	10,200	1,200
	計	40,800	3,600

(参考)

④ H31 税率分一括赤字削減(9億円)			①現行との差	②改定案との差
所得割	医療	6.91%		
	支援金	2.48%	0.28%	0.28%
	介護	1.99%	0.59%	-0.01%
	計	11.38%	0.43%	-0.17%
均等割	医療	29,000	7,200	5,700
	支援金	10,200	3,800	2,900
	介護	11,100	2,100	900
	計	50,300	13,100	9,500

※「④ H31 税率分一括赤字削減(9億円)」は、埼玉県試算の平成31年度被保険者数(医療分・支援金分 80880人、介護分 23707人)により、現行税率と比較して約9億円増額となるよう税率等を設定して試算したもの。

(参考)

⑤ H30標準税率 (市町村算定方式 7対3)			①現行との差	②改定案との差
所得割	医療	8.50%		
	支援金	3.05%	0.85%	0.85%
	介護	2.05%	0.65%	0.05%
	計	13.60%	2.65%	2.05%
均等割	医療	22,287	487	-1,013
	支援金	7,847	1,447	547
	介護	12,360	3,360	2,160
	計	42,494	5,294	1,694